

入札公告

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第1項の規定に基づき総合評価一般競争入札に付すので、同条第6項及び浅川清流環境組合契約事務規則(平成27年規則第11号)第4条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成28年2月26日

浅川清流環境組合 管理者 大坪 冬彦

記

1 競争入札に付する事項

(1) 事業名称

新可燃ごみ処理施設整備・運営事業

(2) 事業実施場所

東京都日野市石田一丁目210番地の2

(3) 事業概要

本事業は、日野市、国分寺市、小金井市の3市から排出される可燃ごみを処理し、それに伴い発生する熱エネルギーを有効活用して発電等を行う施設を建設するとともに、建設後20年間の運営を行うものである。

ア 施設の概要

- | | |
|--------|------------------------|
| ① 施設規模 | 228 t/日 (114 t/日・炉×2基) |
| ② 処理方式 | 全連続燃焼式ストーカ炉 |

イ 事業方式

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)の規定に準じ、本手続きにより選定された事業者(以下「事業者」という。)が浅川清流環境組合(以下「組合」という。)の所有となる施設について設計・建設及び運営を一括して受託するDBO(公設民営)方式とする。

ウ 事業期間

- ①設計・建設・試運転期間：平成28年11月から平成32年3月までの3年5ヶ月間

②運営期間

: 平成 32 年 4 月から平成 52 年 3 月までの 20 年間

(4) 予定価格

本事業における予定価格は、26,448,000,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）とする。なお、予定価格を構成する本施設の運営に係る対価の上限は、10,734,000,000 円（消費税及び地方消費税を含まない）とする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 入札参加者の構成等

入札参加者の構成等は、次のとおりとする。

- ア 入札参加者は、設計企業、建設企業及び運営企業を含む複数の企業のグループ（一企業がこれらの役割のいくつかを兼任することも認める。）により構成されるものとする。
- イ 入札参加者は、特別目的会社（以下「SPC」という。）への出資を予定する構成企業のみで構成されるものとし、構成企業以外の者の入札参加者への参画は認めない。
- ウ 入札参加者のうちプラントの設計を実施する企業 1 者を組合との交渉窓口となる代表企業として定める。
- エ 本事業の設計建設業務を設計企業と建設企業による共同企業体（以下「建設JV」という。）により実施する場合は、代表企業が建設JVの代表者となるものとする。
- オ 入札参加表明書提出以後、入札参加者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、組合と協議の上、これを決定する。
- カ 入札参加者の構成企業は、原則として、他の入札参加者の構成企業になることはできない。なお、組合が事業者と基本契約、建設工事請負契約及び運営業務委託契約（以下「特定事業契約」という。）を締結後、選定されなかった入札参加者の構成企業が事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。
- キ 落札者は、仮契約締結時までにSPCを日野市内に設立するものとする。落札者の構成企業は全てSPCへ出資することとし、構成企業以外の者の出資は認めない。
- ク 代表企業は、事業期間中にわたって、SPCの発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をするとともに、100分の50を超える議決権割合を有するものとする。

(2) 入札参加者の要件

入札参加者は、次の各号の要件を満たしていなければならない。

- ア 本事業を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- イ 本事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有していること。
- ウ 構成企業の役割に応じて、入札参加表明書提出時点において日野市の入札参加資格を有していること。なお、入札参加希望者は余裕を持って東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける入札参加資格登録手続きを行うこと。

- エ 設計企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、設計企業の役割を、建屋担当、プラント担当に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。
- (ア) 建屋の設計を実施する企業にあっては、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
 - (イ) プラントの設計を実施する企業にあっては、地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の全ての要件に当てはまるストーカ炉の元請での設計実績を 2 件以上有すること。（建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 30%以上のものに限り、かつ、以下の①～③を全て満たすプラントの設計を担当した場合、実績として認める。）
 - ①平成 14 年 12 月以降に竣工した施設の受注実績であること。
 - ②1 炉につき 114 t / 日以上 of 施設であること。
 - ③ボイラ・タービン式発電設備であること。
- オ 建設企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、建設企業の役割を、建屋担当、プラント担当に分割し、それぞれを別企業によって実施することが可能である。
- (ア) 建屋の建設を実施する企業
 - ①建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による建築一式工事につき特定建設業の許可を受けていること。
 - ②建設業法に規定する建築一式工事に係る経営事項審査結果の総合評価値が入札参加表明書の提出期限日において 1,000 点以上であること。
 - (イ) プラントの建設を実施する企業
 - ①建設業法第 3 条第 1 項の規定による清掃施設工事の特定建設業の許可を受けていること。
 - ②地方公共団体の一般廃棄物処理施設について、以下の全ての要件に当てはまるストーカ炉の元請での建設実績を 2 件以上有すること。（建設工事共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 30%以上のものに限り、かつ、以下の a～c を全て満たすプラントの建設を担当した場合、実績として認める。）
 - a. 平成 14 年 12 月以降に竣工した施設の受注実績であること。
 - b. 1 炉につき 114 t / 日以上 of 施設であること。
 - c. ボイラ・タービン式発電設備であること。
- カ 運営企業は、次の要件を全て満たしていること。なお、複数の構成企業で運営業務を実施する場合は、(ア) は、全ての構成企業が満たすものとし、(イ) 及び(ウ) は、少なくとも構成企業のうち 1 者は満たすものとし、(エ) は、補修工事を実施する構成企業が満たすものとする。
- (ア) 一般廃棄物処理施設（中間処理）の運転管理に直接起因し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく罰金以上の刑に処せられたことのある者においては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過していること。
 - (イ) 一般廃棄物を対象とし、平成 14 年 12 月以降に竣工したボイラ・タービン式発電設備付きストーカ炉施設の運転管理実績を元請として 2 件以上有しているこ

と。なお、SPCを組成する事業における運転管理の実績の場合は、当該事業に係る事業契約書等において運転管理業務を担う主たる企業として明記されている場合に限り実績として認める。

- (ウ) 廃棄物処理施設技術管理者に成り得る資格を有し、(イ)の要件の施設において現場総括責任者としての経験を有する技術者を本事業の現場総括責任者として運営開始後2年間以上配置できること。
- (エ) 東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおける焼却設備又は機械器具設置の業種登録のある者で、建設業法第3条第1項の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。

(3) 入札参加者の制限

次に該当する者は、入札参加者の構成企業となることはできない。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する者
- イ 組合又は日野市、国分寺市、小金井市のいずれかにおいて指名停止を受けている者
- ウ PFI法第9条の各号の規定に該当する者
- エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされている者
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立をしている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立をしている者
- カ 本事業に係るアドバイザリー業務に関与したパシフィックコンサルタンツ株式会社及び日比谷パーク法律事務所、また、これらと資本面及び人事面において関連のある者。（「資本面において関連のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し若しくはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者又は当該企業が発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し若しくはその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。本項において、以下同じ。）
- キ 「浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会」の委員と資本面及び人事面において関連のある者

3 競争入札に伴い公表する書類に関する事項

(1) 入札説明書等

入札説明書等は次の書類により構成される。

- ア 入札説明書
- イ 要求水準書（設計・建設業務編）
- ウ 要求水準書（運営・維持管理業務編）
- エ 落札者決定基準
- オ 提出書類の様式集
- カ 基本協定書案

キ 特定事業契約書案（基本契約書案、建設工事請負契約書案、運営業務委託契約書案）

(2) 入札説明書等の公表

入札説明書等は、平成 28 年 2 月 26 日（金）から組合ホームページで公表する。

4 入札保証金に関する事項

入札保証金の納付は免除する。

5 入札手続きに関する事項

(1) 入札の実施

この入札は、参加者が 1 者であった場合も実施する。

(2) 現地見学

建設予定地の現地見学を希望する者（法人に限る。）は、下記期間内に組合へ申し込むこと。

申込期間：平成 28 年 3 月 9 日（水）午後 3 時まで

(3) 入札説明書等に対する質問受付（第 1 回）

入札説明書等の内容等に対する第 1 回質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：平成 28 年 3 月 7 日（月）～平成 28 年 3 月 9 日（水）午後 3 時

イ 提出された質問に対する回答は、平成 28 年 3 月 28 日（月）から、組合のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

(4) 入札参加表明書及び参加資格審査申請書類受付

入札参加者は、入札参加表明書及び参加資格審査申請書類を次の受付期間内に事前に電話連絡の上、持参により組合へ提出すること。

ア 受付期間：平成 28 年 4 月 11 日（月）～平成 28 年 4 月 12 日（火）

午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 3 時

イ 受付場所：浅川清流環境組合 事業課

(5) 参加資格審査結果の通知

参加資格審査の結果については、平成 28 年 4 月 21 日（木）に入札参加者の代表企業に対し、書面にて通知する。

(6) 入札説明書等に対する質問受付（第 2 回）

入札説明書等の内容等に対する第 2 回質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間：平成 28 年 4 月 28 日（木）～平成 28 年 5 月 6 日（金）午後 3 時

イ 提出された質問に対する回答は、平成 28 年 5 月 26 日（木）から、組合のホームページにおいて公表する。ただし、提出者名は公表しない。

(7) 入札書類の受付

参加資格が確認された入札参加者から、本事業に関する入札書類（入札書、提案書等）を受け付ける。提出方法は組合への持参とし、その他の方法による提出は認めない。

なお、書類を持参する際は組合に事前に連絡をすること。

ア 受付日時：平成 28 年 6 月 29 日（水） 午前 9 時～正午、午後 1 時～3 時

イ 受付場所：浅川清流環境組合 事業課

(8) 入札書類の審査

事業提案の審査は、「浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設整備・運営事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において行う。

なお、入札参加者が、落札者決定までに、各委員に対し、事業者選定に関して自己の有利になる目的のために接触等の働きかけを行った場合は失格とする。

ア 審査事項

「落札者決定基準」に示すとおりとする。詳細は、入札説明書等を参照すること。

イ 提案書に関するヒアリングの実施

提案内容の確認のために入札参加者に対するヒアリングを実施する。

実施日時：平成 28 年 8 月下旬

※日時・場所については追って通知する。

ウ 開札

開札は、入札参加者又はその代理人の立ち会いの上行うものとし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない組合職員を立ち合わせものとする。

開札日時：平成 28 年 8 月下旬

※日時・場所については追って通知する。

エ 落札者の決定

選定委員会は、総合評価により最優秀提案を選定する。組合は、選定委員会からの答申を受けて落札者を決定し、入札参加者に結果を通知するとともに、審査結果を公表する。

オ 入札の無効

次のいずれかに該当する場合には、無効とする。

- ① 参加資格のない者のした入札
- ② 同一人がした 2 以上の入札
- ③ 不正の行為があった入札
- ④ 金額その他記載事項が明らかでない入札
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した入札

6 契約手続きに関する事項

- (1) 組合は落札者を決定し、落札者と基本協定を締結する。

- (2) 落札者はSPCを設立し、落札者、SPC及び組合で基本契約を締結する。
- (3) 基本契約の合意内容に基づき、組合は、建設JV等と建設工事請負契約を締結する。
また、SPCと運營業務委託契約を締結する。
- (4) 契約保証金は、建設工事請負契約については契約金額の100分の10以上とする。ただし、建設JV等が、契約金額の100分の10以上の履行保証保険の付保又はこれと同等の保証契約を締結したときは、契約保証金を納付させないことができる。また、運營業務委託契約については年間委託料の100分の10以上とし、各事業年度の開始日まで
に納付することとする。ただし、SPCが、年間委託料の100分の10以上の履行保証
保険の付保又はこれと同等の保証契約を締結したときは、契約保証金を納付させない
ことができる。

7 その他

(1) 議会の承認

組合は、特定事業契約の締結に当たっては、平成28年11月(予定)の組合議会において建設工事請負契約を対象として議決を受ける予定である。なお、基本契約及び運營業務委託契約は、建設工事請負契約の締結日付で締結する。

(2) その他

この入札の詳細は、組合ホームページで公表する入札説明書等を参照すること。

8 担当

本事業の担当は、浅川清流環境組合事業課とする。

浅川清流環境組合 事業課

〒191-0021

東京都日野市石田一丁目210番地の2(日野市クリーンセンター内)

電 話 042-589-0555

F A X 042-589-0545

E-mail kawasemi@asakawaseiryu.jp